

## 第20回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年2月28日（金）午後2時00分から午後3時05分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員（19名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	12番	酒井はやみ
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（4名）

	8番	田村 信夫
	11番	長谷川 旭
	13番	佐藤 敏博
	16番	小野寺和也

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 意見書に対する幕別町からの回答について  
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について  
第3号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について  
第4号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見について  
第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第3号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
忠類支局長	吉仲 有希
農地振興係長	今城 和智
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主査	高坂 花織

## 7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第20回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に15番萬谷委員、18番遠藤委員を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、8番田村委員、11番長谷川委員、13番佐藤委員、16番小野寺委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「意見書に対する幕別町からの回答について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告第1号について、説明をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、意見書に対する幕別町からの回答について、令和6年12月17日に提出した意見書について、令和7年2月5日に幕別町から回答があったので報告するものです。</p> <p>お配りしております、報告第1号別紙の回答文をご覧ください。回答の文書にもそれぞれ要望事項が記載されておりますが、Ⅰ国等への要請事項として5項目、Ⅱ町への農業施策の要望事項として3項目、合計8項目の要請、要望に対し、町から回答があったものです。</p> <p>1ページ目から3ページ目に記載されております、Ⅰ国等への要請事項といたしまして、物価高騰への対策や、自然災害への対策など、5項目すべてにおいて、全国町村会、北海道町村会、北海道十勝圏活性化推進期成会などの関係機関を通じ、国への働きかけをするという旨の回答となっております。また、3ページ目以降の、Ⅱ町への農業施策の要望事項については、1つ目の担い手対策や労働力確保の項目について、町単独事業である、まくべつ農村アカデミーやグリーンパートナー対策事業の継続的实施と、1日農業バイトや農福連携事業等の活用などを関係機関で組織するゆとりみらい21推進協議会において、実施、検討する旨の回答となっております。次に、2つ目の有害鳥獣駆除対策</p>

の項目においては、町単独事業である、狩猟免許等取得補助や有害鳥獣駆除出動への謝礼などを継続するとともに、熊の出没時などにおいては、北海道や警察署と連携をとって対応する旨の回答となっております。最後に3つ目の農業委員会関係予算の確保の項目においては、人事管理は町全体の業務量を勘案し、適正な管理に努めるとの回答となっております。詳細の内容につきましては、後ほど回答文をご確認いただければと思います。以上で説明を終わります。

議長

報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第2号について、説明をいたします。

事務局

報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人より提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。

提出された報告書は、書類等完備されておりましたので、受理いたしました。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、報告第3号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第3号1番について、説明をいたします。

事務局

報告第3号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社が実施した所有権移転に係る利用調整結果を報告いたします。

案件は、議案書2ページの、今月13日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。

議長

報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。
議長	次に、報告第4号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第4号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第4号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。 案件は、議案書3ページの1件でございます。今月17日に現地調査を行い、現況について記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。
議長	次に、議案第1号「幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の策定に係る意見について」を議題といたします。 議案第1号について、幕別町農業振興担当から説明をいたします。
農業振興担当参事	経済部農業振興担当参事の平井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 議案第1号、幕別町地域農業経営基盤強化促進計画の策定にかかる意見についてであります。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、地域計画を定めるにあたりまして、幕別町農業委員会の意見をお聞きするものであります。 地域計画の策定にあたりましては、農業者への説明会を、幕別地区では1月15日から23日にかけて4会場で、札内地区では2月20日、忠類地区では1月22日、そして帯広大正地区では1月15日に実施したところであります。本日、議案に添付いたしました議案第1号別紙「地域計画」ですが、こちらは各地区の説明会でお示ししたものと同一ものをお手元にお配りしております。 各地区の地域計画共通になりますが、1ページから3ページまでにかけては、地域農業の将来の在り方について。4ページ以降につきましては、農業を担う者。そして各地区の計画の最終ページの写真図が、農業を担う者により農業上の利用が行われる農用地、いわゆる目標地図となっております。 地域計画につきましては、農業委員会、農業協同組合、北海道農業公社への意見聴取を現在行っておりまして、この意見聴取の後、2週間の公告縦覧を経まして、3月31日に策定となります。縦覧に際しましては、農業担い手支援センターでの閲覧のほか、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第11の6に基づきましてインターネットへの掲載も行いますが、いずれも農業を担う者の氏名は、お手元の各地域計画のとおり記号に変換をしており、目標地図につきましては、地番を赤色一色で示すことということで、個人を特定できない状態にしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第1号について、「異論ないもの」とすることで異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第1号は「異論ないもの」と回答することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から18番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。</p> <p><b>【議案第2号1番から18番について、議案書をもとに朗読】</b></p> <p>1番の案件は返還のため、2番から6番、11番から18番の案件は借換えのため、7番から10番の案件は売買のため合意解約をするものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。お諮りいたします。</p> <p>議案第2号1番から18番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。</p> <p><b>【全員異議なし】</b></p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第2号1番から18番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番から2番について、事務局から説明をいたします。</p>

事務局

議案第3号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

**【議案第3号1番から2番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号3番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第3号3番から8番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書2ページから4ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号3番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号3番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号9番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページから7ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号9番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号9番から14番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号15番から16番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号15番から16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農

に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。  
以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号15番から16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号15番から16番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号17番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号17番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。  
以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から、補足説明をいたします。  
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号17番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号17番から18番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号19番から24番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号19番から24番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページから12ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明いたします。19番、20番の案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。また、21番から24番の案件は、後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号19番から24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号19番から24番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号25番から26番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号25番から26番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明します。これらの案件は、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、小野寺委員が地区担当委員として利用調整会議に出席したところであります。ですが本日、小野寺委員が欠席のため、当該会議に出席しました私の方から説明させていただきます。

これらの案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでおりますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号25番から26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長 異議なしとします。よって、議案第3号25番から26番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第3号27番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(10番 棚委員退席)

議長 次に、議案第3号27番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号27番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は棚委員であります  
が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明いたします。  
この案件は、令和6年11月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件  
であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今  
回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号27番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長 異議なしとします。よって、議案第3号27番は原案のとおり決定いたしました。

(10番 棚委員着席)

議長 次に、議案第3号28番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第3号28番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書14ページ下段のとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。この案件は、令和6年11月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号28番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長

異議なしとします。よって、議案第3号28番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号29番につきましては、山口委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(14番 山口委員退席)

議長

議案第3号29番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第3号29番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は、別添旧農業経営基盤強化促進法第18条調査書15ページのとおり、経営面積、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

この案件は、本来、地区担当委員が山口委員であります。議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から補足説明をいたします。

この案件は、今月13日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと思います。

この案件の質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第3号29番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長

異議なしとします。よって、議案第3号29番は原案のとおり決定いたしました。

(14番 山口委員着席)

議長

次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

**【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】**

以上の案件は、別添農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借期間満了に伴う権利の再設定でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

**【全員異議なし】**

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号2番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

**【議案第4号2番から3番について、議案書をもとに朗読】**

以上の案件は、別添農地法第3条調査書2ページから3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。2番の案件は、後継者への使用貸借による経営継承であります。3番の案件は、賃貸借から使用貸借への借換えであります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号2番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地へ影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号6番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書6ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。この案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号6番は原案のとおり決定いたしました。

た。

議長 次に、議案第4号7番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書7ページから8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号7番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号7番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号9番から10番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番から10番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書9ページから10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号9番から10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号9番から10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書11ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明します。この案件につきましては、本来、地区担当委員は小野寺委員ですが、本日欠席ですので、現地調査に同席しました私の方から説明いたします。

この案件は、今月17日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号11番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号12番から13番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号12番から13番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書12ページから13ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9 番 9 番説明いたします。これらの案件は、今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号12番から13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号12番から13番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号14番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書14ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号14番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号15番から18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号15番から18番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書15ページから18ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。15番、16番の案件は、親子間の贈与でありますことから、周辺農地への影響はないと考えております。17番、18番の案件は、今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号15番から18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号15番から18番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号19番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号19番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書19ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。この案件は、今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号19番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号20番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号20番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添農地法第3条調査書20ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、本日欠席しておりますので、私の方から説明いたします。

この案件は、親子間の贈与でありますことから、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第4号20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号20番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号「現況証明について」を議題といたします。  
議案第5号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第5号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第5号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求める

ものであります。今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号3番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に山口委員、黒田委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。  
議案第5号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第5号4番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
5 番	5 番説明いたします。この案件につきましては、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、総会を欠席されるということから、私が地区担当委員として現地調査に出席いたしましたので、私の方から説明いたします。 この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐藤敏博委員、小野寺委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。  (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第5号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。  【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第5号4番は原案のとおり決定いたしました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第20回農業委員会総会を閉会します。
事務局長	ご起立願います。お疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

15番

印

18番

印

議長

印